

日本の家事労働論争について

松
田
恵
美
子

目次

はじめに

一、大正の家事労働論争

二、昭和の家事労働論争

(一) 第一次・第二次主婦論争と家事労働論争

(二) 女性解放運動と第三次主婦論争

三、家事労働論争とその後

終わりに

始めに

日本では家事労働を巡る論争は長い歴史をもつ。大正時代より女性たちが家事労働の問題点について論じていた。大正七（一九一八）年から始まる「母性保護論争」の中で家事労働が取り上げられており、家事労働を担当する女性に対して正当な支払いをなすべきだと主張された。

戦後それほど間を置かず生じた「主婦論争」の中でも家事労働の問題が取り上げられる。「主婦論争」は昭和三〇（一九五五）年から始まる第一次、昭和三五（一九六〇）年からの第二次、昭和四七（一九七二）年に生じた第三次があるが、そのうちの第二次の論争時に、経済学者が「主婦労働は価値を生まない」とすることに正面から疑問が投げかけられた。夫の労働力という商品が市場で売られるのであれば、その労働力を市場に出せる形にする主婦の家事労働はその労働力の生産に従事したと言えるのではないか、そうであれば主婦の労働によって付加した価値に対する分け前を要求できるのではないかと主張された。また主婦労働を無価値とみることは夫の労働力の価値を安く計算することを可能とし、資本家にとって都合がよいのではないかとこの指摘がみられた。この他主婦労働には夫や家族の労働力を作り出す労働と、出産・育児のような未来の労働力の担い手を作り出す労働が含まれるとも指摘されたのである。しかしこのような意見が提起されながら、この段階で家事労働の捉え方の議論において、これ以上に理論的な展開がみられるには至らなかった。

ところが一九七〇年代に入るとイギリスでも家事労働論争が生じ、その成果が一九八〇年代に入るとフェミニズムに結びついた。家事労働と女性への抑圧との関係を明るみに出すマルクス主義フェミニズムが登場したのである。そしてまた英米圏で家事労働が論じられる頃から国際連合の動きと絡んで、無償労働の問題の中で家事労働が取り

上げられてゆく。

英米圏で家事労働が論じられるようになると、日本においても再び家事労働に光が当たり、また世界的な家事労働を含む無償労働の計量化の動きには一九九〇年代になると日本も加わってゆく。

一九七〇年代末からまたも日本では家事労働が注目され、現在に至るのだが、女性の就業率の高まる時代に入っていく頃であるため、「主婦の家事労働」という論の立て方よりも、この後は性別役割分業という視点や、さらに「ケア」労働という視点に見られるように、フェミニズム研究の中での新たな角度からの家事労働分析へと繋がっていた。

但し本稿は近年のフェミニズム研究の動きを辿るものではなく、歴史上の家事労働論争を振り返ることを目的とするものであり、その点から大正時代と昭和の時代の家事労働論争について、まずその流れを整理し、そのうえでその後の日本での家事労働に関わる動きを辿ることで家事労働論争の日本での意義を理解することに努めたいと思う。

一、大正の家事労働論争

日本における家事労働を巡る論争について目を向けると、古くは大正七（一九一八）年から始まる「母性保護論争」の中でこの問題は論じられている。「母性保護論争」については、香内信子編集／解説『資料 母性保護論争』に基づき、かつて筆者は論じたことがあるが、¹⁾ここで改めて触れる。（以下で記す頁数は香内編著のものである。）「母性保護論争」は、与謝野晶子の「女子の職業的独立を原則とせよ」（『女学世界』一八一、一九一八年一月）と「女子の徹底した独立」（『婦人公論』三三三、一九一八年三月）での主張が発端となった。

与謝野晶子は、女子は経済的に男子に依存せず徹底して独立せねばならないと主張するのだが、与謝野は働かなければ生活できない状況にある女子ではなく、親兄弟や夫の財力によって自分自身は働かなくとも生活できる女子に対して、自労自活を呼びかけるとしている（八三頁）。この与謝野の主張はまもなく世界大戦が終わることを予想して、戦後の社会の激変に経済上の無能力者である女子は男子以上に備えねばならないとする考えに基づくものであった（八二―八三頁）。

そして与謝野は、生殖的奉仕によって婦人が男子に寄食することは奴隷道徳であるので、同じ理由から国家に寄食してはならないとする。婦人は如何なる場合も依頼主義を採ってはならないとして、男女相互の労働によって経済上の保障が得られる確信がない限り、結婚、分娩すべきでないと言う。このため与謝野は欧米の婦人運動にみられるような、妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に経済上の特殊な保護を要求することに賛成できないとしたのである（八五頁）。

この主張に対して平塚らいてうは「母性保護の主張は依頼主義か」（『婦人公論』三 五、一九一八年五月）において反論する。平塚は、欧州では私生児を生んだ女性は道徳的且つ社会的に非難され、経済生活面で困難に陥る一方で、私生児の父は法律上何の責任も負わない状況にあり、その下で私生児たちについて多くの問題が生じていると指摘する。そのうえで平塚は、国家は私生児の心身の健全な発達を計らねばならず、そのような子供の保護のためには、その母を保護する必要があるので、母親の妊娠、分娩、育児期の生活の安定を国家は助けなければならぬとするのである。さらに平塚は、婦人は母となることで、個人的存在から社会的、国家的存在となるのであるから、母を保護することは、一婦人の幸福のために必要というだけでなく、その子供を通じて、全社会の幸福、全人類の将来のために必要になるとも言う（八八―八九頁）。

平塚のこの反論に対して与謝野は「平塚さんと私の論争 粘土自像」（『太陽』第二四巻七号、一九一八年六月

号)で再反論している。与謝野は、経済的に独立する自覚と努力さえあれば、貧困ゆえに母の職能を尽し得ないような不幸に陥ることは避けられると考えるため、国家の特殊な保護は、或種の不孝な婦人のために已むを得ず要求されるべきものとし、一般の婦人にとって望ましいものではないと考える(九八 九九頁)。

与謝野はこのような保護は、経済上無力にならぬようにすべきという自覚の育成を阻害し、経済上の無力から生ずる不幸が予想されても安易に出産するような夫妻を作り出すとみているのである。

このように平塚は母親の妊娠、分娩、育児期の国家による保護は当然なすべきこととするのに対して、与謝野は女子は極力経済的に独立することに努め、安易に国家に頼るべきでないとする。

この平塚の母と国家の捉え方の特徴は、与謝野へのさらなる反論である「母性保護問題に就いて再び与謝野昆虫氏に寄す」(『婦人公論』三 七、一九一八年七月)でより明確となる。平塚は、子供は自分の私有物ではなく社会のものであり、国家のものであるとし、子供を生み且つ育てる母の仕事は個人的な仕事ではなく、社会的、国家的仕事だとし、この母を国家は保護しなければならないと言っているのである(一〇八頁)。

この与謝野と平塚の論争には、さらに山川菊栄、山田わか加わることになる。山川も山田も妊娠分娩期の女子の社会や国家による保護はあってよいとし、その各々の主張の中で家事労働に対して報酬が支払われていないことを問題とした。

山川は「母性保護と経済的独立へ 与謝野、平塚二氏の論争」(『婦人公論』三 九、一九一八年九月)で次のように述べる。婦人が育児のために家庭外の労働に服することのできない間、社会の手によって扶養されることは不自然ではない。乳母や保姆より一層献身的に、時間に際限のない不規則な労働に服して我子を育てる婦人は遊食の徒と同一視できない。この家庭に於ける婦人の労働が不払労働となっている。このことが家庭に於ける婦人の地位を不安定で屈從的なものとし、労働市場での一般婦人の労働市価を低くしている(一三九 一四〇頁)。

山川はこのように言い、家庭における婦人の労働が不払労働になっていることを問題にする。

また山川は、日本の特に中流以下の家庭で母となつてゐる婦人に自己の生活費を稼ぐことを要求するのは、二重の労働と負担を要求することになるとし、家事に忙殺されて他に職業をもち得ないことは許されるべきで、その婦人の家庭での労働が、社会的必要なものである限り、経済的価値を認めてよいのではないか、これを寄食と言えないのではないかとする（一四〇—一四一頁）。

この他山川は「与謝野晶子氏に答ふ」（『婦人公論』三一二、一九一八年二月）において、婦人の家庭労働が正当な感謝と報酬に価せぬものと看做される理由は、今日の経済組織が商品の生産以外の労働を無用視している結果だとし、商品として通用しないような労働にも十分意義あることを認めて正当な評価を求めるべきだと主張する（二九九—三〇〇頁）。

もう一人の山田わかである。山田は「母性保護問題 与謝野氏と平塚氏の所論に就て」（『太陽』二四二、一九一八年九月）で、家庭において慈愛の手で子を養育し、外で働く夫が精力を養つために家庭を温かくとのえるという婦人の価値ある仕事に対して、男に金を支払わせるべきで、もし男が支払えない場合は、国家がその男子に替つて母を補助すべきと主張した（一四九—一五〇頁）。山田は子供の養育に場合により国家から補助を受けるのは、「母の位置にある婦人の権利だ」とし、婦人が母の職務に従事し、それに対する報酬を夫又は国家に仕払わせるなら、これは婦人の収入の独立が得られることになる（一五一—一五三頁）。

このように山川、山田いずれもが、育児期の婦人に保護を与えることを肯定する中で、家庭での労働に報酬が支払われるべきことを指摘した。但し山川は社会の単位を個人と捉える立場であり、家庭外の労働に服せない育児期にある婦人に保護を与えるのは、社会的任務に服している婦人に正当な支払いをすることと考えるのに対し、山田は家庭を社会の基礎単位と捉え、女子は子と夫のために家庭での仕事に従事すべきだとその前提の下で、この家庭で

の婦人の価値ある仕事に対して金を支払うべきだとするものである。二人の根本的思考は大きく異なる。この点については、山川が「婦人を裏切る婦人論を評す」（『新日本』八八、一九一八年八月）で、山田の家庭での仕事が婦人の天職とする発想を徹底して批判すること（一二九—一三〇頁）等に明確に現れる。しかしながら二人は、家庭での婦人の労働が不払労働になっていることを問題視している一点では共通する。

この点に関して言うと、平塚らいてうも「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子に寄す」（『婦人公論』三七、一九一八年七月）において、母の仕事に国家は報酬を与えるべきだと主張をしている。平塚は子供を産み且つ育てるという母の仕事は、個人的な仕事ではなく、社会的且つ国家的な仕事であり、婦人のみに課せられた社会的義務なのであるから、国家は母がこの義務を尽くすことに十分な報酬を与えて母を保護する責任があるとする。また平塚は母の仕事に従事するという社会的義務を果すものの当然の権利として母の保護は要求すべきことで、これによって母としての婦人の正当な社会的地位を認めさせることができると言う（一〇八—一〇九頁）。この他平塚は「現代家庭婦人の悩み」（『婦人公論』四一、一九一九年一月）においても、家庭労働に経済的価値を認めよとの主張をしている（二二二頁）。

このように母の保護が肯定されることと並んで、家庭での労働に報酬を与えるべきだとこの提言がなされるが、この考え方に対して与謝野は賛同しない。与謝野「平塚、山川、山田三女子に答ふ」（『太陽』二四—二三、一九一八年一月）である。与謝野は経済学者河上肇の叙述を引くことで、母としての婦人の家庭内での労働は経済的価値はないとする。これを自己の主張の根拠とし、山田、平塚、山川いずれもが母の家庭での仕事に報酬を与えるべきだと考えることに反対する。与謝野はこれは母として家庭の労働に従事する者をして、経済的無力者の位地に安住させることになるかと考えるのである（一九〇—一九二頁）。ただ与謝野は妊娠・分娩の期間に、保険制度により費用を補充することは認めている（一八七頁）。

これに対し山川は前掲「与謝野晶子氏に答ふ」において商品の生産以外の労働を無用視する今日の経済組織の問題性を指摘しているのは先述の通りであり、また与謝野が保険制度を認めているのは、一定程度の母性保護を認めていることになると指摘する（一九九頁）。

以上のように大正時代には既に、家事労働に対して報酬が支払われないことが問題とされ、その労働に報酬を支払うべきことが主張された。また報酬の支払いによって婦人の経済的独立を可能とすべきとの主張もみられたのである。その中で与謝野が家庭での労働に報酬を与えることは、婦人を経済的無力者として安住させることになるとして反対する点も興味深いところである。

一六、昭和の家事労働論争

大正時代に家事労働につき、女性たちが熱心に論じたのは以上の通りであるが、この後日本では戦後に生じた「主婦論争」の中で、特に第二次の論争時に再び家事労働が問題となった。

そこで本章では「主婦論争」を辿りつつ、昭和にみられた家事労働論争を見てゆきたい。主婦論争については、上野千鶴子編『主婦論争を読む』（勁草書房、一九八二年）にまとめられているので、それに基づく。ただ家事労働との関わりが大きいのは第一次・第二次の主婦論争であり、第三次の主婦論争はむしろ当時の女性解放運動との関連で捉えられるため、第一次・第二次の主婦論争と第三次主婦論争は分けて辿るものとする。

（一）第一次・第二次主婦論争と家事労働論争

まず昭和三〇（一九五五）年から第一次主婦論争が始まる。第一次主婦論争の口火を切ったのは、評論家石垣綾

子（以下すべて当時の肩書き、また頁数は上野編著のものである）である。石垣は「主婦という第二職業論」（『婦人公論』一九五五年二月号）において次のように言う。女性は職場を去って主婦という第二の職業を得る。資本主義の発達に伴い既製品が登場し、家庭の設備が整い、また電化製品も徐々に普及してきたことから、主婦の家庭内での仕事が減ってきた。しかし主婦は時間的な余裕ができて、その時間を合理的に使うことをせず、緊張感のない中で知的面では退化してゆく危険がある。また子育てが終わる頃から打ち込む仕事がなくなり、自分の生き方に疑問をもつようになる（五—一〇頁）。このように指摘して石垣氏は、最終的には女性が職場という第一の職業と、主婦という第二の職業を兼ねてゆくことを目標としつつも、現在の状況から可能なこととして、主婦が家事労働以外に社会に役立つ活動に従事すること、例えば近所の子供たちへの本の読み聞かせを行なうこと等を提唱する（一—三頁）。

ところで石垣氏は家事労働にも触れている。つまり「主婦の労働をお金に換算すると、一カ月に三万円ぐらい稼いでいることになる」と教えてくれる人があるとか、夫が働けるのは妻が家事労働をやっているためなので、「夫のとってくるサラリーは、妻が少なくともその半分は、稼いでいることになるのである」と、主婦をおだてたり、はげます説があると指摘する形で触れるのである（五—六頁）。

これに対して評論家坂西志保は「主婦第二職業論の盲点」（『婦人公論』一九五五年四月号）において、主婦が重大な任務をもっていることを認めるべきで、また現金収入をもたらすことのない主婦の地位は低いという考えは問題であるとしている（一六—一七頁）。坂西はアメリカで女性が職場に出るようになった結果、青少年の犯罪がふえ、離婚がふえたとされているとして、結婚した女性が働き続けることは家庭の安定に悪影響を及ぼすと考える（一九頁）。そして結婚後も働く人がいてもよいが、しかし皆一様に外で働けというべきではないとし、女は結婚し、男は職業を自分の一生の仕事とするという区別があってよいとしている（二一—二二頁）。

このように坂西は主婦の任務の重大性を強調するのである。

この他、日本子どもを守る会常任理事の清水慶子も主婦を重視する。「主婦の時代は始まった」(『婦人公論』一九五五年四月号)において清水は、大部分が自分で収入を得ることのない主婦であるが、一人の主婦の心づかいとその労働が支えるのは、二人の成人の社会的労働、〇・五人の老人または病人の世話、二・五人の子どもの成育なのだとしている(二四頁)。また男たちや職業婦人の働けないところを引き受けて活動するのだとしている(三二頁)。これは当時主婦たちが、電力の値上げの反対運動を起こし、再軍備の動きに抗議し、またビキニの死の灰の抗議運動、憲法改悪家族制度復活反対など、極めて活発に活動していたという状況を踏まえての発言であった(二六三〇頁)。

ところで第一次主婦論争では男性の発言も多いので、そのうちからいくつかの発言を見ておく。

例えば評論家福田恆存の「誤まれる女性解放論」(『婦人公論』一九五五年七月号)である。現在世の中はすべての問題が男に対立する女の問題と捉えられているかのようであるとすると福田は、女性の幸福は経済的独立にあるとするのは疑問だとする。また男も上役に対し自由はないのであり、妻を食わしてやっているなどと考える男はどれほどあるというのかとする。そして重要なのは、女性の経済的独立などということより、男女や夫婦の愛情や信頼の問題であるにもかかわらず、そのような個人的問題の解決はあまりにも難しいので、社会に問題があるかのようには言っていないか、社会的問題とする方が論ずる方も、女性の方も楽なものではないかとする(四八 五三頁)。このため石垣氏の主張も、女性の不幸や不満を社会問題として解決しようとする虚偽だとしている(五六頁)。

男性支配 女性従属の構造が社会全体を覆う中にまだ大部分の人々、特に男性が疑いなく浸っていた時代に見られた主張だと今日では指摘できるだろうが、石垣はこのような批判に曝されることになったわけである。

また一橋大学教授都留重人は「現代主婦論」(『婦人公論』一九五九年五月号)を書いている。都留は女中が家事

を担当して給与を受け取ると、彼女の所得は日本の国民所得の中に数えられるが、もしその女中が雇主と結婚し妻となつてこれまで通りの家事をこなしても給与は支払われず、そのため国民所得に数えられることもなくなるとする（一七七—一七八頁）。またこの家事労働は女中の時代には給与のために従事しているものであったが、妻として行なうとなると打算意識はなくなり、かわりに張り合いをもつて行なうものとなるとする（一七九頁）。ところが次第に自発的かつ無償で主婦が担つたサービスが商品化されてきた、家庭外の営利的な経済活動が主婦の仕事の一部替わりに担うようになってきたと都留は言い（一八六頁）、そしてこれは、これまで「目的のある仕事」に就いていた主婦がそれから徐々に解放されていることになるが、今度は目的のない余暇をもつようになったと言つのである（一八九頁）。

都留は英語圏の発想に照らし「仕事 (work)」と「労働 (labor)」のちがいに着目する。「仕事」というのは、自由人が自分の技能と想像力とを駆使して創りだす行動を指し、労働というのは、かくして創りだされる過程を単純な肉体の運動によつて補助したり、創りだされたものを維持したりする行動を指す」と言つ（一七九頁）。そして「目的のない労働」を「目的のある仕事」に転形しうよう社会の仕組みを変えることが社会発展の目指すべき方向であるので、「目的のある仕事」の範囲が狭められてきた主婦は、できた余暇を利用して、社会の仕組みの転換に寄与しうることをやらねばならないと主張する（一九〇頁）。

石垣の主張と同じ方向を目指していると思われる都留の提案である。都留は女中が給与を得るためになす労働を、妻は家族のためにという目的で無償で行なうという点に注目するが、この点も興味深い。

あと一名、当時大阪市立大学助教授であつた梅棹忠夫の「妻無用論」（『婦人公論』一九五九年六月号）を挙げる。梅棹は現代サラリーマンの家庭の形態は、武士の家庭形態を引き継いでおり（一九四—一九五頁）、サラリーは武士のみがもちうることから、直接の生産労働に従事してない武士の妻が、夫の好意によつて家庭においてもちう

いるという弱さをもっていたが、これと同じ弱さを、自分自身が働いているわけではない現代サラリーマンの細君ももっているとする（一九六 一九七頁）。ただ封建武士の家庭では、女は主婦権だけは確保し、その主婦権の確立のために家事労働を担当した（一九七 一九八頁）。この家庭文化の中に育った日本の男たちにとって、家事労働を担当する妻は必要不可欠のものとなつていけると言う（一九九頁）。

ところが家事労働の肩がわりや機械化が進んでくると、サラリーマン家庭の主婦は、次第に妻としての存在意義を失つてゆくのではないかとし（二〇一頁）、そこで梅棹氏は妻が不要になるばかりという事態を打開するには、女自身が自分自身直接に何らかの生産活動に参加する必要があるとする（二〇五頁）。さらに今後の結婚生活は、社会的に同質化した男と女との共同生活というものになつてゆくのではないかと、社会的に相異なる夫と妻が相補う関係というものではなくなつてゆくと言っている（二〇六頁）。

女性自身の直接生産活動への参加を言う点で、石垣の主張の側に立つものと言えよう。一方梅棹は、家事労働担当者＝妻という構図が、日本社会に強固に根付いていることを指摘しているとも言える。

この後昭和三五（一九六〇）年に第二次主婦論争が起きた。この時の論争の中心となつたのは「主婦労働」、つまり家事労働であつた。

まず日本女子大学講師磯野富士子が「婦人解放論の混迷 婦人週間にあたつての提言」（『朝日ジャーナル』一九六〇年四月一〇日号）において、経済学者が「主婦労働は価値を生まない」とする点に疑問を呈した。磯野は主婦の家事労働によつて夫の労働力が市場に出せる形になつた、つまり労働力という商品となつたとらえられるのではないかと、そうであれば主婦労働によつて付加した価値に対する分け前を要求できるのではないかと立つ。もし妻を夫から独立した人格として認めるなら、夫のためになした労働に対してそれに相応する報酬を要求できるのではないかと、主婦労働を無価値とするのは妻に独立の人格を認めない立場ではないかとする。さらに主婦労働を無価

値とするのは、労働力の価値を計る時に夫の労働力を計算上安くできるので、資本家にとって都合のよい理論なのではないかと指摘した（一〇—一三頁、以下頁数は上野編著のもの）。

また主婦水田珠枝は「主婦労働の値段 わたしは『主婦年金制』を提案する」（『朝日ジャーナル』一九六〇年九月二五日号）を言っている。水田は、主婦労働が商品生産活動でないと言われるのは、主婦が自由な労働力の所有者として、市場で貨幣所有者にそれを販売するのではなく、夫や家族という特定の人間に対してのみ奉仕しているからであるので、もし家政婦として同じ家事労働をするなら、経済的価値を生むことになると言っている。そして水田は、マルクスによれば、資本主義社会では人間と人間の関係が物と物との関係としてあらわれ、本来商品でない名譽や地位でさえ商品化されると指摘し、これほど商品化現象は強い浸透力をもつにもかかわらず、人類の半数が多少なりとも従事する主婦労働はなぜそこから排除されたのかと疑問を呈する（三四頁）。

また水田は、家族関係の存在は、資本主義的生産様式にとって好都合であり、主婦が家事労働の担当者となることで、家事労働が社会化されたばあいより夫の賃金をはるかに低く位置づけることが可能となり、また家長の被扶養者ということで、女性や未成年者の労働については賃金の引下げが可能になったとする。資本主義は夫の低賃金を補うために主婦も職場に出るようになるとしても、低賃金維持のため既存の家族関係の存続を望んだとする（三五頁）。水田はこのように考えるなら、商品生産活動ではないとされる主婦労働を前提に、資本主義社会は多くの利益をあげていることになるとし、またその主婦労働には、未来の労働力のない手をつくり出す出産、育児、教育という労働と、商品としての夫や家族の労働力をつくりだす労働がふくまれるとする（三六頁）。

以上から水田は主婦が家事労働によって経済的に独立するために三つの方法が考えられるとする。一つは、夫とともに健康で文化的な生活を営める賃金を要求して、主婦労働を無償でないものとする。第二は、夫の賃金を夫婦の共有財産とするか、または扶養手当というような形をとるのではなくて賃金の何割かを主婦個人の所得として明

示す。第三に、有用でありながら、部分的には不払い労働となっている主婦労働に従事する主婦にたいし、社会全体が年金というような制度で補償する（三八頁）。但し水田は家事労働が社会化し、共かせぎ家庭が増大するなら、年金制を裏付ける主婦労働自体の意義が縮小することを挙げるなど、年金制の抱える問題点も指摘している（四一頁）。

この他第二次主婦論争時には、経済学者渡辺多恵子は、「労働者と母親・主婦運動」（『学習の友』一九六〇年一〇月号）で次のように言う。賃労働を伴ってはじまった資本主義が社会全体に拡まるにつれ、資本家は母や主婦の担当してきた、自給自足経済に根ざす自家労働、また家事労働というものを労働者搾取の手段に利用した。こうして主婦の過重労働に支えられた低賃金を資本家は維持しようとする（四六 四七頁）。

また渡辺は、家事労働は直接市場評価を受けないが、家庭や国家において直接評価を受けるべきものとする。そして妻を税法上扶養者あつかいをして就業を阻むのではなく、妻が職についているかどうかにかかわらず、家事責任担当者として大巾に基礎控除をすべきだとする（五三頁）。

日本能率協会理事畠山芳雄は「主婦経営者論」（『婦人公論』一九六〇年一〇月号）において、家事労働について、すべて家政婦や家庭教師等に置き代えたとすると、その支払い金額は現在の価格水準で月二万二千六百円が相場だとしている（六三頁）。

ところが法政大学教授高木督夫「婦人運動における労働婦人と家庭婦人 磯野論文の問題点」一（『思想』一九六〇年一二月号）は、磯野の主張に批判的である。高木は、磯野は主婦の家事労働は価値を生む労働としており、この磯野の価値論の中心部分は、労働力商品は労働生産物であるという一点に尽きるとし、そうであれば労働力商品は労働生産物ではないので磯野の価値論は認められないとする。高木は、労働力の消費が労働であり、労働力の生産とは労働力の消費過程以外の労働者とその家族の生活そのものであるから、生活の中の家事だけを抜出して、

家事だけが労働力を生産していると考えられないと言つのである（七三頁）。

高木は磯野の主張するような家事労働価値生産説が結びつくのは、家事専従主婦となつても一定の生活水準を維持できるいわゆる「新中間層」（中級以上職員を典型とし、下級職員や大企業労働者の一部を含む層）に限られることになり、この説をとると結局は労働婦人と一定階層の主婦たちが統一的行動をとることが妨げられるのではないかと危惧している（八〇 八五頁）。

さて磯野は「再び主婦労働について」（『思想の科学』一九六一年二月号）を著わす。「磯野論文」の意図は、主婦の地位を家庭内に固定化しようとするものだと批判が多いとして、自身の主張の明確化を図り、主婦労働（主婦の家事労働）とは何なのかの検討の必要性を再度強調している（八八 八九頁）。磯野は、資本論が扱つた問題の範囲には、主婦労働は入っていないとしている。磯野は主婦労働がなぜ価値を生まないかを資本論によつて立証できないのではないかとし、そして必ずしも資本論によらずとも、主婦労働の性格を社会的関連において分析できる理論があるなら、それによりたいと言つ。磯野は「主婦の家事労働は価値を生まないが有用である」と説明して済ませるのではなく、家事労働に応じた報酬を確保することも、現実の政策として考えてよいのではないかと、主婦労働は価値を生まないとして主婦を「働く人」から除外し、「職場進出」に解放を求めることが通説とされるのであれば、主婦労働の性格についてもっと細かく検討してよいのではないかとしている（一〇二頁）。

また小田原女子短大講師の毛利明子は「『労働力の価値』と主婦労働 『出稼ぎ賃金』構造のなかで」（『朝日ジャーナル』一九六一年四月九日号）において、日本の低賃金の問題として主婦労働を考えるべきだとして次のように言つ。日本では、農村で自家労働の生産物で生活しつつ、一方で都市の資本家から受け取る賃金で生活を補充する労働者があり、彼らは労働力の再生産費よりかなり低い賃金しか受けとっていないと、労働力を再生産することができ、これは独占資本にとって有利であった（一一三 一一四頁）。農村のように自給経済で低賃金を補う

ことのできない都市の労働者は、妻や母が家事労働を担うことで労働力の再生産を行なうことを可能にした（一一五頁）。そして毛利は、賃金が労働力の価値に近い西欧先進諸国では、婦人の家事労働が労働の再生産のために無償で酷使されることはないとしている（一一五頁）。また価値というもので、主婦労働を直ちに説明することは誤りだとしている（一一八頁）。

このように主婦労働（家事労働）に対して様々な意見が提起された。しかし朝日ジャーナル編集部「磯野論文をめぐって」（『朝日ジャーナル』一九六一年四月九日号）によれば、「主婦労働の価値」について「婦人民主新聞」で論争がくりひろげられ、評論家嶋津千利世、上杉聰彦、慶応大学助教授黒川俊雄、小林登美枝、原田二郎らにより、「主婦労働は気分として価値を生むように思えるが、実際は私的労働であり、商品を生産しない労働であるから価値を生まない」との根拠で、主婦労働は無価値とされたとのことである（一二九頁）。

以上のように一九五〇年代から妻が家事労働を行なう場合は無償であることに関わる問題がしばしば取り上げられており、一九六〇年には妻の家事労働には報酬を与えるべきではないかとの主張が登場する。そしてその理論的根拠として、妻の家事労働が商品としての夫の労働力を生み出すのではないかという指摘がなされる。また妻の家事労働は無価値とすることは夫の労働力の価値を安く計ることを可能にし、資本家に有利に働くとの指摘もなされた。この他主婦の労働の中には、出産や育児等の未来の労働力の担い手を作り出す労働と、商品としての労働力を作り出す労働が含まれるとの分析もみられた。しかし主婦労働無価値との従来説からの反撃に合い論争は終わっている。「主婦の家事労働は価値は生まないが有用である」とすることを当然とするのではなく、この点への分析をより進めるべきではないかとの提言がなされながら、新たな理論枠組みを確立するまでには至らなかったのである。

(二) 女性解放運動と第三次主婦論争

さてこの後、一九七〇年代の日本の女性解放運動（ウーマン・リップ）の最中に第三次主婦論争が起きる。当時の時代状況を知るために、先に女性解放運動について簡単に見ておく。^②

日本の女性解放運動（ウーマン・リップ）の発端となったのは、一九六〇年代末に当時日本で盛んであった社会運動や学生運動の中から生じた女性たちの行動である。一九七〇年の八月に、ベトナム反戦市民運動にかかわり、ベトナムの孤児を救う会のために資金援助をしていた田中美津が、侵略と差別と闘うアジア婦人会議八月二二日大会（法政大学にて）で、女性たちにガリ版刷りの「便所からの解放」を配布する。それは性の解放を訴えるものだが、その中においては、例えば女を男の性欲処理機構「便所」とらえる男の意識からの女たちの解放を挙げる。一九七〇年一〇月には田中美津、麻川まり、カリドの三人で出発した会が「ぐるーぷ・闘うおんな」を名乗り、一〇月二一日の国際反戦デーに「ぐるーぷ・闘うおんな」の旗をかかげてデモ行進を行なっている。さらに「ぐるーぷ・闘うおんな」等の協力で一九七二年には五月リップ大会が東京で開催される。この大会では四月三〇日の前夜祭と五月五日から七日までの三日間、様々な女性を巡る問題が議論された。この後女性解放運動のネットワークの拠点として、一九七二年九月三〇日に「リップ新宿センター」が開設された。このセンターは一九七七年五月二〇日に休館となるまで、女性の悩み相談を受け付けることも含め様々な活動を二四時間体制で行なったのである。

一方榎美沙子を中心とする「中絶禁止法に反対しピル解禁を要求する女性解放連合」（「中ピ連」）の結成は、一九七二年六月一八日である。「中ピ連」は当時日本では認可されていなかった経口避妊薬ピルの解禁を要求するために行動した。「子産み選択の自由は、女性に任された基本的権利であり、女が生まない権利を保障する、唯一の主体的避妊法はピルである。厚生省はピルを解禁せよ。」とするのが中ピ連の主張であった。中ピ連はその他、女性の商品化に反対するとして、一九七二年一〇月にはミス・インターナショナルコンテストに反対する抗議活動な

ども行なっている。

このような女性たちの行動は、一九六九年から始まる優生保護法の改正（改悪）の動きとも絡んでいたもので、この点についても見ておく。

一九四八年に公布、施行され、当時存在した優生保護法では人工妊娠中絶を認める五つの理由（精神疾患や遺伝性疾患、癩疾患、身体的・経済的理由、暴行・脅迫による妊娠）を定めていた。ところが出生率の低下に伴い将来の若年労働力の減少を心配する声が生じ、ついに五つの理由のうち「経済的理由」を削除する優生保護法改正（改悪）案が一九七二年五月の国会に上程されたのである。この法案はまた一方で胎児に障害があるおそれが著しい場合は中絶を認めるとの内容が加えられていた。法案の国会上程以前より今回の法改正の動きに対して、女性たちの反対運動が生じた。実際の中絶のほとんどが「経済的理由」でなされていたため、「経済的理由」の削除は、実質的中絶禁止であり、それは女性の管理化と捉えられたのである。（女性たちは本法案を中絶禁止法と呼んだ。）

先述の「便所からの解放」でも、性の管理化、性のテクニク化を法的に貫徹しようとしたものが中絶禁止法ではないかとしていた。既述の如く「中ピ連」は、子を生むかどうかの選択の自由は女に任された基本的な権利であるとしており、優生保護法そのものが国家による妊娠・出産の管理であるので反対するとの立場であった。一方さらには障害者たちも、我々は生まれてこなければよかつたのかとの疑問を提起するようになり、反対運動は広がったのである。

法案は一九七二年の国会で廃案となるものの、七三年の国会に再上程され、これは継続審議となり七四年の国会にまで持ち越されるが、七四年ここでようやく廃案となったのである。なお付け加えるなら、優生保護法は後に改正され、名称も母体保護法と改められた（一九九六年九月二六日施行）。母体保護法では人工妊娠中絶を認めるのは、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるものと、暴行もし

くは脅迫による妊娠の二つとなっている。

以上のような状況の中で第三次の主婦論争は起きたのである。続いて第三次主婦論争に移りたい。

まず一九七二年に主婦武田京子が「主婦こそ解放された人間像」(『婦人公論』一九七二年四月号)を書く。主婦がリブに賛同しながらそこに加わらないのは、人間として開放されているのは主婦であるからではないかと述べたのである(一三六―一三八頁、前掲上野編著の頁数、以下同じ)。そして「生産」より「生活」に価値をおく主婦のような人間らしい生活をすべての人間に広げてゆくべきではないかと主張した(一四七―一四八頁)。そのため働く者たちの労働時間の短縮に役立つなら、主婦も生産労働に加わってよいが、それはあくまで主婦の生活を広げることを目的として行なうのだと言う(一四八頁)。

武田は仕事第一主義の社会の状況に男性のみならず女性も取り込まれ、すべての人間が管理社会の中で人間性を抑圧されるようになるのではないかと(一四〇―一四一頁)、この点に抵抗感を覚え、女性解放(ウーマン・リブ)ならぬ人間解放(ヒューマン・リブ)を提唱するのである(一四九頁)。

しかしこれに対しては反論がなされる。例えば公務員伊藤雅子が「主婦よ『幸せ』になるのはやめよう」(『婦人公論』一九七二年六月号)で、幸せであるはずの主婦の間から、生き方への空虚感を訴える声があるのはなぜかと疑問を呈した(一六四頁)。また主婦は労働者の妻であることが一般的で、夫を通して企業に拘束されていると指摘する(一六七頁)。そしてその主婦は「さんのオクサン」、「チャンのママ」と呼ばれ、自分の名前がないとも言つ。さらには主婦は「母子一体」の呪縛の中にあり、時間があるように見えても、結局は自由な時間はないのでないかとし、そして「子どもが大きくなったら」と言つて、永遠に出発を待つ存在になっている主婦の姿を指摘する(一六八―一七六頁)。また伊藤は、子育てのために中断・再出発という形をとることこそ女にとって望ましいという、無言の圧力の存在を問題にする。子うみ・子育ての時期には女はそれに専念すべきという、ある

種の女性観の一方的押しつけがあると云うのである（一七六—一七七頁）。

女性も男性と同様に仕事第一主義に取り込まれるのではないかとの抵抗感から、主婦の生き方こそ人として望ましいものと捉える考え方が一方で、あるべき主婦の姿の押しつけの存在も指摘されたのである。

なお武田はこの後自分の文章への賛否を踏まえて、「ふたたび主婦の解放をめくって」（『婦人公論』一九七二年八月号）を書いており、ここでは家事労働の社会化、合理化による時間短縮がなされたうえ、家事労働を家族の間で分け合うことが必要となると言う（二二—二一頁）。これも人間として豊かな生活を送るために十分な時間をもつ必要があると考えることからでてくるものである。

以上『主婦論争を読む』に基づき、日本の主婦論争を辿ったが、その中で「家事労働」への言及が見られ、特に一九六〇年の第二次の論争時には「主婦労働」、「家事労働」が中心的な問題となっていたことがわかる。これは「主婦労働は無価値」とする経済学者の言説への実態感覚に基づく疑問に端を発している。そして主婦の労働は未来の労働力の担い手を作るとともに、夫や家族の労働力という商品を再生産するものであるにもかかわらず、それを無価値とすることは賃金の抑制を可能とし、結局は資本家に有利となりうる学説ではないかとの捉え方を引き出していた。

二、 家事労働論争とその後

前章で見たようにわが国では大正時代以降家事労働について論じられていたのだが、この動きは後の展開にどう繋がるのであろうか。この点を見ておきたい。

ところで上野自身掲上野編著中の「解説 主婦論争を解説する」において家事労働の問題に触れ、さらに同

『家父長制と資本制』（岩波書店、一九九〇年）においても、「家事労働論争」という一章を設けている。『家父長制と資本制』は、上野の一九八六年三月から一九八八年一月まで計十四回に亘る『思想の科学』上の連載を整理補足したものである。

上野は『家父長制と資本制』第三章家事労働論争において次のように言う。「家事労働」概念は「主婦労働」と長く混同されてきたが、日本で「主婦論争」を「家事労働論争」として明確に位置付けたのは、一九六〇年に始まる第二次主婦論争の時である。磯野富士子が「家事労働」はなぜ「有用であつても経済学的には価値を生まない」のかとの問いを投げかけた。この問題提起は英米語圏の家事労働論争が一九七〇年代であつたことを考えると、時的にも早く、議論のもつオリジナリティも高かつた。ところが日本においては、教条主義的なマルクス主義経済学者による「家事労働は交換価値を生まない」から「不生産労働である」との回答によつて、論争は終息してしまつた。磯野の「主婦の実感」から発した「素人の疑問」について、これをマルクス理論への挑戦と受け止めて、マルクス理論の「限界」を考える人物は現われなかつた。

以上の上野の述べるところによれば、日本においては英米に先んじて「家事労働」の位置付けについて重要な疑問が提起されながらも、「家事労働」は「無価値」とする従来説からの攻撃に対して、それに対抗する理論の構築はできなかつたことになる。

そして上野はまた以下のように述べる。一九七〇年代半ば、イギリスを中心とした英語圏でも「家事労働論争」が生じた。資本制の中で女性にわりあてられた非資本制的な労働「家事労働」が発見され、さらに資本制下の女性の家事労働は、「労働力商品」という商品を生産し、剰余価値を生産する労働であるとの主張が登場したのである。

イギリスの家事労働論争は八〇年代に入って女性の職場進出が進んだこともあって、自然消滅のようになかた

終息する。しかしながら六〇年代の日本の論争の場合と異なり、既に七〇年代のリブの衝撃を経ていた社会では、論争の提起した問題点がフェミニズムと結びついた。

つまり「家事労働」という労働を発見し、近代が生み出した家事労働が女性の抑圧の物質的基盤となつていゝことを明らかにするマルクス主義フェミニズムが現われたのである。

以上のように上野は同じく家事労働論争が生じながら、論争時期ではより早かつた日本と異なり、イギリスではその論争がマルクス主義フェミニズムに繋がつたことを指摘している。

上野によれば、同じく家事労働論争が生じながら、論争の提起した問題点がイギリスではフェミニズムと結びつくことで理論的展開が図られたことになり、これにはイギリス社会がウーマン・リブの衝撃を経ていたことが大きく貢献したとなる。ならば逆に未だウーマン・リブの動きが世界的に始まっていない一九六〇年に、日本では家事労働の問題が提起されたことに大きく興味を引かれる。

さて上野は一九六〇年代の日本の第二次主婦論争の「限界」は、理論的にみた場合、この時期の女性論が社会と意識のパラダイムの転換を要求するものにまで成熟していなかつたことと、実践的にみた場合、日本において「主婦」が未だ大衆的な規模で成立していなかつたという二側面から指摘できるとする。そして上野は、磯野氏の予見「主婦という存在の正確な分析が行なわれ、現在の日本社会におけるその役割が本格的に検討されることは、婦人問題全体にとって決定的な重要性をもつと考える」は正しかつたが、氏の問題設定は十年早すぎたと言えよう、と述べる。

しかしイギリスで家事労働論争が起きたとなると、後を追うようにやはり日本でも一九七〇年代末以降、経済学者によつて家事労働が論じられていたのである。⁽³⁾このことからすれば磯野氏の問題提起が当時欧米で未だ論じられていない事柄であつたことが、議論の更なる展開へと続かなかつた要因と考えることができるのではないか。つま

り欧米で未だ論じられていないことを問題提起するのは、日本において如何に難しいことを示したともとれるのである。

ともあれ一九七〇年代、英米圏で家事労働論争が生じ、この後家事労働が全世界的な無償労働を問題とした動きの中で取り上げられることになる。そしてこの動きには戦後の国際連合の活動が大きく関わっていた。次にこの点を見てゆく。⁴⁾

一九四五年一〇月、国連憲章が発効し、これは男女同権を謳い、性による差別撤廃を目的とすることを定めた。一九七二年に国際連合は、一九七五年を「国際女性年」とすると宣言した。そして一九七五年六月一九日 七月二日にメキシコシティで第一回国際女性年世界会議(世界女性会議)が開催された。この年の一二月の国連総会は一九七五年 一九八五年を「国連女性の二〇年」としている。世界女性会議では、メキシコでの第一回会議以降、一九八〇年七月のコペンハーゲン、一九八五年七月のナイロビ、一九九五年九月の北京という四回の会議で毎回無償労働のことが取り上げられる。北京会議で採択された「行動綱領」では、女性は、子ども・高齢者の世話、家族の食事の準備、環境保護、障害者等を支援するボランティア活動等の無償労働の大部分を担っているが、この労働は数量的に測定されることが多く、国民経済計算の中で評価されないと指摘し、この無償労働の可視化の必要を挙げる。

また「国連女性の十年」の最終年である一九八五年七月にケニアのナイロビで開かれた世界女性会議で採択された「西暦二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(「ナイロビ将来戦略」)では、開発の面での女性の報酬を伴う貢献と並んで、報酬を伴わない貢献の測定を必要とするともに、農業、食糧生産、再生産、家事労働に対する女性の無報酬の貢献を測定するために、具体的な措置が講じられるべきであるとした。この後一九九〇年五月に国際連合経済社会理事会で採択された「西暦二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のためのナ

イロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」では各国政府に対し勧告を行なうが、その中に、女性の無償労働の経済的価値を測定する具体策を一九九五年までに講じることも含まれていた。

日本もこの世界的な動きには対応している。一九九六年に男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」において無償労働問題を取り上げ、無償労働の計量化の手法について調査研究する必要性を指摘した。このビジョンは一九九六年二月の男女共同参画推進本部の「男女共同参画二〇〇〇年プラン 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成二二年（西暦二〇〇〇年）度までの国内行動計画」に反映され、このプランでも無償労働の数量的把握の推進を掲げた。そして一九九七年五月には経済企画庁経済研究所が「無償労働の貨幣価値について」と題する報告書を公表した。それによれば配偶者のある職業についていない女性の無償労働の評価額は年間平均二七六万二千円となることであった。

一九八〇年代には日本でもフェミニズム研究は始まっていた。この研究動向とも重なったのであろう。一九九〇年代に無償労働の評価の中で、再び家事労働が注目されたのである。⁵⁾

終わりに

以上、家事労働については日本では大正時代（一九一〇年代）より女性たちから、なぜ妻が担う家事労働には報酬が支払われないのかとの疑問の声が上がっていた。そして戦後の昭和三〇年代（一九六〇年代）にもこの点は問題とされ、その時には主婦の家事労働を夫の労働力を生むための労働、つまり労働力再生産のための労働と捉え報酬を要求できるのではないかと主張が登場した。また家事労働を無価値とすることで夫の労働力を安く見積ることが可能になっているのではないかと指摘もあった。この他主婦の労働には夫や家族の労働力を作り出す労働と、

出産・育児等、未来の労働力の担い手を作り出す労働が含まれているとの指摘もみられたのである。

しかし従来説からの攻撃に合い、当時はそれ以上の理論的展開は図られず、家事労働の理論的検討は、一九七〇年代以降の西欧での家事労働論争と、それに続くマルクス主義フェミニズムの登場を待つしかなかった。

英米圏での家事労働論争、また一九八〇年代にフェミニズムと家事労働論争の成果が結びついて登場した、家事労働と女性への抑圧との関係を顕在化させるマルクス主義フェミニズム、さらに世界的な家事労働を含む無償労働の計量化の動きには日本は敏感に反応した。そして現在もフェミニズム研究の中で新たな角度からの家事労働の分析がみられる。

以上のように振り返れば、日本では「家事労働」については、他に見られない独創性の高い主張が登場した時は否定的な評価を受けたのだが、その後西欧諸国で同じ主張が現われた段階では、この西洋の主張は先進的な考え方として積極的に受容されたということになる。このようなことは日本では珍しいことではないのかもしれないが、そうであったとしても、「家事労働」について一九六〇年代に理論的展開を遂げられなかったことは、大正時代より女性たちが家事労働の無償性に疑問を抱いていたことを考えあわせると、やはり極めて残念である。しかしながら現在の研究発展を育む土壌は既に大正時代から培われていたということが確認できたということで、稿を終えたいと思う。

注

- (1) 拙稿「大正期の母性保護論争に見られる三つの論点」(『名城法學』六三、四、二〇一四年)
- (2) 日本のウーマン・リブ(優生保護法の問題も含む)については次による。
溝口明代・佐伯洋子・三木草子編『資料 日本ウーマン・リブ史』・・・、松香堂、一九九二—一九五年
- (3) 例えば竹中恵美子「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働 家事労働をめぐる最近の論争によせて」(『経済学雑誌』八一—、一九八〇年)は、一九七〇年代のイギリスの家事労働に関する論争と並んで日本における論争を紹介している。この中で家事労働を労働力の価値形成労働と見做す見解として前掲の磯野「婦人解放論の混迷」(一九六〇年)、毛利明子「労働力の価値」と主婦労働(一九六一年)を挙げる。イギリスにおける同様の見解のものとしてはセクーム、ラーギアとタモーリンの七〇年代の論文を挙げている。
- Secombe, W. "The Housewife and her Labour under Capitalism" NLR, No. 83, Jan/Feb, 1974. Larguin, I. and J. Dumoulin "Toward a Science of Women's Liberation" Political Affairs, Jun, and Aug, 1972.
- しかし竹中自身は、家事労働は非市場的な使用価値労働であり、価値創造労働と見做すことはできないとする見解に立ち、家事労働は商品としての労働力を生産するのではなく、あくまで労働力商品化のための手段、労働力再生産機構を支える不可欠の労働として位置づけられるとする。
- なお竹中同様家事労働は価値を生む労働と見做せないとの見解を採る者として、日本では荒又重雄、嶋津千利世を挙げ、イギリスでは例えばヒメルヴァイトとモハンを挙げる。
- 荒又重雄『価値法則と賃労働』(恒星社厚生閣、一九七二年)
- 嶋津千利世『現代社会の家族と史的唯物論』(『唯物論』編集委員会編『唯物論』汐文社、一九七三年)
- Himmelweits and S. Mohun "Domestic Labour and Capital" in Cambridge Journal of Economics, Vol. 1, No. 1, mar, 1977
- ところでヒメルヴァイトとモハンの著作については、久場嬋子が詳しく紹介している。
- 久場嬋子「家事労働と生産様式 ヒメルヴァイトとモハンの「家事労働と資本」を読んで」(『経済評論』一九七九年三月

号)

久場論文によれば、家事労働については、従来マルクス経済学にあつては考察の対象外におかれてきたということであるが、ヒメルヴァイト・モハンは、「資本主義のもとでの非市場労働である家事労働を、労働力の価値あるいはまた剰余価値を創造する労働としてではなく、労働力商品の再生産機構の成立にとって不可欠な一環をなすものとして把握」しているとする。

(4) 国際連合の動き、それに対応する日本国内の動きについては以下を参照。

辻村みよ子 『女性と人権』(日本評論社、一九九七年)

辻村みよ子 『ジェンダーと法』(不磨書房、二〇〇五年)

浅倉むつ子 『労働の価値評価とジェンダー支配の法構造』(『岩波講座・現代と法』11 ジェンダーと法、岩波書店、一九九七年)

国際女性の地位協会編 『女性関連法』(有斐閣、一九九八年)

リサ・タトル／渡辺和子監訳 『フェミニズム事典』(明石書店、一九九八年)

関哲夫編 『男女共同参画社会』(ミネルヴァ書店、二〇〇一年)

(5) 一九九〇年代も家事労働について論じられている。

例えば青柳和身は、経済学者中川スミと社会学者大沢真理の九〇年代論争を、一九六〇年代と一九七〇年代の日本と欧米との論争史を統合しうる地点に立っていたものとして挙げる。

中川はマルクス『資本論』に依ること、家事労働は価値を生まないとし、それは家事労働が私的労働だからではなく、社会的分業の一環として商品生産労働を担わないからだとする。また家事労働は労働力という商品の価値を生むものでもないとする。

対して「家事労働はなぜタダか」と問う「主婦」の実感に根ざす疑問に答えようとする大沢は、中川が「搾取」という観点から家事労働を分析していないと言う。大沢は「家事労働はなぜタダか」は、家事労働はいかにして搾取されているかという視点で分析すべきと考え、女性搾取の循環構造の根底にある「家父長制」を暴き出す。そしてこの「家事労働が

タダ」は、会社人間を生み出す物質的基盤となっていることをも指摘するのである。

以上については以下を参照。

青柳和身『フェミニズムと経済学 ポーヴォワールの視点からの《資本論》再検討』第二版（御茶の水書房、二〇一〇年）第二編第四章「必要労働」論および「私的労働」論の再検討

中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式 私的・無償労働としての家事労働の性格づけをめぐる」（『高田短期大学紀要』五月、一九八七年）

大沢真理「家事労働はなぜタダか」を手がかりとして」（『社会科学研究』四五 三、一九九三年）

中川スミ「家事労働は『搾取』されているか 大沢真理氏の『家事労働はなぜタダか』を手がかりとして」を讀んで」（同右）

大沢真理「家事労働は『搾取』されているか」に答えて」（同右）

この後二〇〇〇年代に入って以降は、家事労働については、専業主婦の減少に伴ってか、その無償性や報酬の問題より、家庭内での性別役割分担の問題が大きくなり、さらに高齢化・少子化が進む中、家事労働というよりもケア労働（育児、看護、介護等が含まれる）と女性の関係が多く論じられるようである。

この点については、以下を参照。

川崎賢子・中村陽一編『アンペイド・ワークとは何か』藤原書店、二〇〇〇年

竹中恵美子編『労働とジェンダー』（叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第二巻）明石書店、二〇〇二年

竹中恵美子著作集『家事労働論』明石書店、二〇一一年

仁平典宏・山下順子編『労働再審5 ケア・協働・アンペイドワーク』大月書店、二〇一一年